

入 札 説 明 書

令和6年度妙高戸隠連山国立公園指定植物に係る
保全管理検討業務

[全省庁共通電子調達システム対応]

中部地方環境事務所 信越自然環境事務所

はじめに

本令和6年度妙高戸隠連山国立公園指定植物に係る保全管理検討業務の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及び環境省入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所 信越自然環境事務所長 酒向 貴子

2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和6年度妙高戸隠連山国立公園指定植物に係る保全管理検討業務
- (2) 特質等 別添の仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月26日
- (4) 履行場所 妙高戸隠連山国立公園及びその周辺地域（新潟県糸魚川市、妙高市、長野県長野市、小谷村、信濃町、飯綱町）

(5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
- イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」において「B」、「C」又は「D」級に格付けされ、開札時まで「関東・甲信越」地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 別紙の業務請負条件を満たした者であること。
- (6) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

4. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

〒380-0846 長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎
中部地方環境事務所 信越自然環境事務所 総務課
電話026-231-6570 FAX026-235-1226

(2) 入札説明会については実施しない。

5. 入札に関する質問の受付

(1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い、環境省入札心得に定める様式5による書面を提出すること。

提出期限 令和6年11月20日 17時まで

(持参の場合は、土日・祝祭日及び12時から13時を除く)

提出場所 4. (1) の場所

提出方法 電子調達システムによる登録、または持参もしくはFAXによって提出すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、令和6年11月21日17時までに信越自然環境事務所ホームページの当該入札公告ページに掲載する。

6. 業務請負条件に関する書類の提出

別紙の業務請負条件に関する書類及び環境省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写しを、別紙の業務請負条件及び次に従い提出すること。なお、書面での入札を希望する場合は、環境省入札心得に定める様式2による書面を併せて提出すること。

(1) 提出期限

令和6年12月4日 17時まで

(持参の場合は、土日・祝祭日及び12時から13時を除く)

(2) 電子による提出の場合

ア. 提出方法 電子調達システム上※1で提出すること。

※1 電子調達システムのデータ上限は10MB

イ. 提出場所 電子調達システム上

(3) 書面による提出の場合

ア. 提出方法 持参又は郵送によって提出すること。

ただし、郵送する場合には、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

イ. 提出場所 4. (1) の場所

(4) 審査結果通知は、令和6年12月3日17時までに電子調達システム(書面提出の場合はメール)にて通知する。

7. 競争執行の日時、場所等

(1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和6年12月4日 10時

場所 長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎3階
中部地方環境事務所 信越自然環境事務所 会議室

(2) 入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより(1)の日時までに入札を行うものとする。

イ. 書面による入札の場合

環境省入札心得に定める様式1による入札書を(1)の日時及び場所に持参すること。
入札書を電話、FAX、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

8. 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

9. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したもものとして取り扱うこととする。

10. 人権尊重の取組について

本調達に係る入札希望者及び契約者は、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

11. その他

(1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格について、開札場において発表するとともに、環境省ホームページで公表するものとする。

(2) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

政府電子調達システム(GEPS) ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>
ヘルプデスク 0570-014-889 (ナビダイヤル) 受付時間 平日8時30分~18時30分

(3) 関連業務の報告書閲覧について

仕様書に記載の関連業務の報告書については、入札までの間において閲覧可能とする。
閲覧希望者は、以下の担当に申し込みを行うこと。

信越自然環境事務所 担当：野生生物課 栗木

電話番号（直通）：026-231-6573

令和6年度妙高戸隠連山国立公園指定植物に係る保全管理検討業務 請負条件

本業務は、国立公園内においてニホンジカや外来植物の侵入等による攪乱リスクを考慮しつつ、指定植物等の群落単位での分布地点把握と保全重要度の評価を行うことを目的とした業務である。そのため、自然環境保全および植物の分類・保全に関する専門的な知識と経験を有する者が業務に従事する必要がある。

以上の観点から、下記の業務請負条件に係る確認書類を提出すること。

(1) 提出書類（別添様式）

- イ) 本業務の担当者として技術士（環境部門：自然環境保全）を有している者を配置することが確認できる書類（資格認定証等の写しを添付すること）。
- ロ) 本業務の担当者として生物分類技能検定1級（植物部門）又は2級（植物部門）を有している者を配置することが確認できる書類（資格認定証等の写しを添付すること）。

(2) 提出に当たっての注意事項

- ア 提出された業務請負条件に係る書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- イ 虚偽の記載をした業務請負条件に係る資料は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。
- ウ 業務請負条件に係る書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- エ 提出された業務請負条件に係る書類は、環境省において、業務請負条件の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。一般競争の結果、契約相手になった者が提出した業務請負条件に係る資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

(別添様式)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
中部地方環境事務所
信越自然環境事務所長 殿

所在地
商号又は名称
代表者役職・氏名
(押印省略)

令和6年度妙高戸隠連山国立公園指定植物に係る保全管理検討業務
請負条件書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

- イ) 本業務の担当者として技術士(環境部門:自然環境保全)を有している者を配置することが確認できる書類(資格認定証等の写しを添付すること)。
- ロ) 本業務の担当者として生物分類技能検定1級(植物部門)又は2級(植物部門)を有している者を配置することが確認できる書類(資格認定証等の写しを添付すること)。

(担当者)

所属部署 :

氏 名 :

TEL/FAX :

E-mail :

(別紙)

環境省入札心得 (工事以外)

1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとする。
- (2) 書面による入札書は、入札日時までに提出すること。
- (3) 電子入札システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日

時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子入札システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子入札システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子入札システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名（外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であつて、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子入札システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。

- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入 札 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
中部地方環境事務所信越自然環境事務所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

(復) 代理人

(押印不要)

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和6年度妙高戸隠連山国立公園指定植物に係る保全管理検討業務
- 2 入札金額 : 金 _____ 円
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

<担当者等連絡先>

部 署 名 :
責 任 者 名 :
担 当 者 名 :
T E L :
F A X :
E-mail :

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所信越自然環境事務所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

(押印不要)

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：令和6年度妙高戸隠連山国立公園指定植物に係る保全管理検討業務
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

<担当者等連絡先>

部 署 名：
責 任 者 名：
担 当 者 名：
T E L：
F A X：
E-mail：

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所信越自然環境事務所長 殿

住 所
(委任者) 会 社 名
代 表 者 氏 名

(押印不要)

代 理 人 住 所
(受任者) 所 属 (役 職 名)
氏 名

(押印不要)

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和6年度妙高戸隠連山国立公園指定植物に係る保全管理検討業務の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

<担当者等連絡先>

部 署 名 :

責 任 者 名 :

担 当 者 名 :

T E L :

F A X :

E-mail :

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方環境事務所信越自然環境事務所長 殿

代理人住所
(委任者) 所属(役職名)
氏 名

(押印不要)

復代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名

(押印不要)

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和6年度妙高戸隠連山国立公園指定植物に係る保全管理検討業務
の入札に関する一切の件

<担当者等連絡先>

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

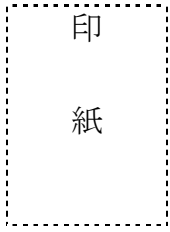
T E L :

F A X :

E-mail :

質問書

業 務 名	令和6年度妙高戸隠連山国立公園指定植物に係る保全管理検討業務
会 社 名	
住 所	
担 当 者	部署名： 氏 名：
担当者連絡先	TEL： FAX：
	E-mail：
質 問 事 項	



契 約 書 (案)

分任支出負担行為担当官 中部地方環境事務所信越自然環境事務所長 酒向貴子（以下「甲」という。）は、
（以下「乙」という。）
と「令和6年度妙高戸隠連山国立公園指定植物に係る保全管理検討業務」（以下「業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

（履行期限及び納入場所）

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 令和7年3月26日

納入場所 環境省信越自然環境事務所

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（再委任等の禁止）

第5条 乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

（監督）

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

（検査及び引渡し）

第7条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。

3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。

い。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

(契約金額の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から9条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第5条、第19条又は第20条の規定に違反したとき。

三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。

四 履行期限内に業務結果の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法

- 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

(再受任者等に関する契約解除)

- 第13条 乙は、契約後に再受任者等(再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が第12条第2項及び第3項の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

- 第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。))に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当

該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

3 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第15条 甲は、第12条第2項、第3項又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第12条第2項、第3項又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（表明確約）

第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

（不当介入に関する通報・報告）

第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（かし担保）

第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に隠れたかしを発見したときは、直ちに期限を指定して当該かしを修補させることができるものとする。

（秘密の保全）

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は利用してはならない。

（債権譲渡の禁止）

第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

（紛争又は疑義の解決方法）

第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 6 年 月 日

甲 住 所 長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎
氏 名 分任支出負担行為担当官
中部地方環境事務所
信越自然環境事務所長 酒向 貴子

乙 住 所
氏 名

令和6年度妙高戸隠連山国立公園指定植物に係る保全管理検討業務 仕様書

1. 業務の目的

我が国の生物多様性保全の屋台骨である国立公園には、希少種を始めとする多くの植物が生育している。これらの植物の保全には、自然公園法第20条第3項第11号で規定される国立・国定公園の特別地域内の風致を維持するための「環境大臣が指定する高山植物等の植物の採取規制（以下「指定植物」という。）」が大きな役割を果たしてきた。しかし、近年、ニホンジカ（以下「シカ」という。）の分布拡大や外来動植物種（以下「外来種」という。）の侵入等により、国立公園内においても在来種が駆逐され植物相が劣化する等の生態系被害が確認されるようになった。そのため、従来 of 規制的手法に加え、生態系被害をもたらす可能性のあるシカや外来種について、国立公園内の分布状況を把握するとともに捕獲や駆除等の積極的な対策を実施し、生態系の保全に取り組んでいくことが必要となっている。

妙高戸隠連山国立公園（以下「当公園」という。）は、標高2,000m級の火山と非火山が混在し、山麓には高原や湖沼、湿原が点在する特有の山岳景観を有している。また、当公園は日本有数の豪雪地であり、日本海側の気候の影響を強く受けた日本海要素の植生がみられ、火打山北斜面には偽高山帯植生が分布している。一方で近年、当公園においても、シカや外来植物の侵入、気候変動等による高山植生の遷移が確認されており、生態系被害の発生が懸念されている。

このような状況を踏まえ、当公園内においても平成28～平成29年度にかけて、既存文献や標本データベース調査、専門家へのヒアリング調査、検討会等を実施し、指定植物リスト（案）が作成され、令和6年2月に官報で告示された。一方で、指定植物リストに記載された植物種について、当公園内における群落単位での分布地点や攪乱リスクの評価、群落のモニタリングや保全手法については、十分な検討が実施されていない。

そこで本業務は、シカの侵入等の攪乱リスクを考慮した指定植物等の保全重要度の評価と群落単位での分布地点把握、群落のモニタリング手法等の検討を行うことを目的とする。

2. 実施場所

妙高戸隠連山国立公園及びその周辺地域（新潟県糸魚川市、妙高市、長野県長野市、小谷村、信濃町、飯綱町）

3. 業務の内容

（1）指定植物の群落単位での生育地点把握と保全重要度等の検討

① 保全重要度の設定と重要な指定植物群落の抽出

当公園における指定植物リストのほか、環境省や当公園を構成する県及び市町村のレッドデータブック又はレッドリストに掲載されている種、地方自治体の条例指定種等について文献収集と文献調査を行い、当公園内において特に保全の重要度が高いと評価される植物群落（以下「重要植物群落」という。）とその生育地点を抽出する。

なお、重要植物群落とその生育地点を抽出するに当たっては、特に重要な種が含まれる植物群落、文献等に群落としての重要性が示されている植物群落、希少動物（高

山チョウ等)の生息場所となっている植物群落、シカや外来種による攪乱を受けやすい種が含まれる植物群落、高山・亜高山帯を代表する景観を有している植物群落等を考慮すること。

さらに、抽出した重要植物群落については、具体的な保全対象地を設定するために優先度についてランク付け(以下「優先度のランク付け」という。)等の検討を行うこと。

収集・調査する既存文献や重要植物群落を抽出するために必要な手順、優先度のランク付け方法等については、別添資料1の記載内容を参考にしつつ、請負者において案を作成したうえで、環境省担当官と十分に協議を行い決定すること。また、生育地点の抽出や優先度のランク付けに当たっては、林野庁等の行政機関が実施している動植物調査の実施状況と結果についても情報収集を行うこと。

② 専門家ヒアリングの実施

当公園の植物の生育状況に詳しい専門家を4名程度、当公園の昆虫や景観に詳しい専門家を2名程度選定し、計6名程度の専門家に対してそれぞれ2時間程度のヒアリングを1回ずつ行うこと。請負者は専門家の人選及び日程調整、ヒアリング資料の作成と印刷(A4版の両面40頁程度を想定)を行う。また、ヒアリングはweb形式を想定し、うち5名の専門家へは謝金として14,000円を支払うこと。

各ヒアリングに際しては、(1)①にて抽出した重要植物群落の妥当性や追加すべき重要植物群落と生育地、優先度のランク付け方法等について助言を得ること。専門家の人選及びヒアリング項目、ヒアリング資料等については、請負者において案を作成したうえで、環境省担当官とヒアリング実施前に十分に協議を行い決定すること。

なお、各ヒアリング終了後は、すみやかにヒアリングの記録を作成し環境省担当官に提出すること。

③ 当公園に係る関係機関アンケートの実施

当公園に係る県(2県)、市町村(3市2町1村)、森林管理署(2署)及び民間団体(3団体程度)に対して、以下の項目についてアンケート調査を行う。

- ✓ 各関係機関が重要であると考えている当公園内の景観や希少動植物種の生息・生育地点について
- ✓ 各関係機関がこれまでに実施したシカ対策及び外来種対策の事業について
- ✓ (1)①にて抽出した重要植物群落の妥当性について
- ✓ 追加すべき重要植物群落等について

請負者はアンケート調査の実施前にアンケートの送付先の確認を行うとともに、アンケートの依頼文、聞き取り項目、回答書式、取りまとめ方法等について案を作成したうえで、環境省担当官と十分に協議を行い内容を確定させること。アンケート用紙の配付と回収は電子メール等の効率的な手法を用いて行うこと。アンケート結果の取りまとめに際して、追加で質問すべき事項等が生じた場合は、電話等を用いて追加で聞き取り調査を実施すること。

④ 重要植物群落の一覧表作成

(1)①~③の内容を元に、当公園内における重要植物群落の一覧表(Excelファイル形式)とその生育地点を示した地図データ(shpファイル形式)を作成する。重

要植物群落の一覧表には、選定根拠と保全優先度を明記すること。

なお、重要植物群落の一覧表と保全優先度は、請負者において案を作成したうえで、環境省担当官と十分に協議を行い決定すること。

(2) 重要植物群落の保全対策手法の検討

(1) において収集した情報から、シカの侵入等の攪乱リスクを考慮しつつ、優先的に現地調査を実施すべきエリアについて考察を行うこと。また、重要植物群落を保全するうえで、必要と考えられるモニタリング手法についても提案を行うこと。さらに、シカの侵入等の攪乱リスクから重要植物群落を保全するために必要と考えられる対策手法等についても考察を行うこと。

(3) 報告書のとりまとめ

本業務の実施内容についてとりまとめ、報告書を作成する。

なお、報告書は希少種の生育地点情報を含む「非公開版」と希少種の生育地点情報を含まない「公開版」を作成すること。「公開版」の報告書はデータを電子媒体（DVD-R）に収納し、「非公開版」の報告書はデータを電子媒体（DVD-R）に収納するとともに簡易製本を作成すること。

また、報告書案は履行期限の2週間以上前に作成し環境省担当官の確認を受けること。

4. 打合せの実施と業務計画書の作成

本業務を適性かつ円滑に実施するため、環境省担当官及び請負者の打合せを計3回以上実施する。打合せの実施時期は以下のとおりとし、詳細は環境省担当官と協議のうえ決定する。なお、打合せは原則リモート形式で実施するものとし、軽微な内容は電話等のやりとりも可能とする。

- ・業務着手時
- ・中間打合せ（1回）
- ・業務成果とりまとめ時

打合せ実施後は、請負者において、環境省担当官からの指示事項が明確にわかるように打合せ記録簿を作成し、10日以内（土日祝日は除く）に環境省担当官へ送付し、内容について承諾を得ることとする。

なお、請負者は、業務着手の打合せ時に下記事項を記載した業務実施計画書を作成し、環境省担当官に提出すること。

- ①業務概要 ②実施方針 ③業務計画
- ④業務組織図 ⑤緊急連絡先

また、請負者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえで、その都度、環境省担当官に変更業務計画書を提出すること。

5. 業務履行期限

令和7年3月26日（水）まで

6. 成果物

報告書 10部 (A4版 両面 80頁程度 簡易製本 フルカラー)

報告書の電子データを収納した電子媒体 (DVD-R) 3枚

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

提出場所：環境省信越自然環境事務所

7. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくようにするものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報

告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

9. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 必要に応じて環境省信越自然環境事務所がこれまでに実施した関連事業の報告書等を貸与する。なお、貸与された資料等は、紛失、汚損しないように取り扱うものとし、これを公表し、他者に貸与し、または複製してはならない。また、業務が完了したときは、速やかに環境省担当官に返却するものとする。
- (3) 専門家ヒアリングについては環境省職員が同席する場合がある。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- ・地図データ；SHP 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

(1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

(2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<http://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で

速やかに必要な措置を講ずること。

重要植物群落の抽出プロセスのイメージ

2.3 重点地域（白馬岳地域、上高地～乗鞍岳地域）の重要群落の抽出

(1) 概要

シカが高山・亜高山帯へ侵入し、採食することによる既存植生の変化を未然に防止するとともに、植生変化を継続して把握することを目的として、既存文献及び有識者ヒアリング等から情報を収集し、重点地域について、特に重要と評価される植物群落の抽出を行った。

なお、抽出の基準は、特に重要な種が含まれる群落や、文献等に群落としての重要性が示されているもののほか、希少動物（高山チョウ等）の生息場所、高山を代表する景観を有している群落とした。また、より具体的に保全対象地を設定するため、重要群落について優先度の設定を行った。

図3に、重要群落の選定フローを示す。

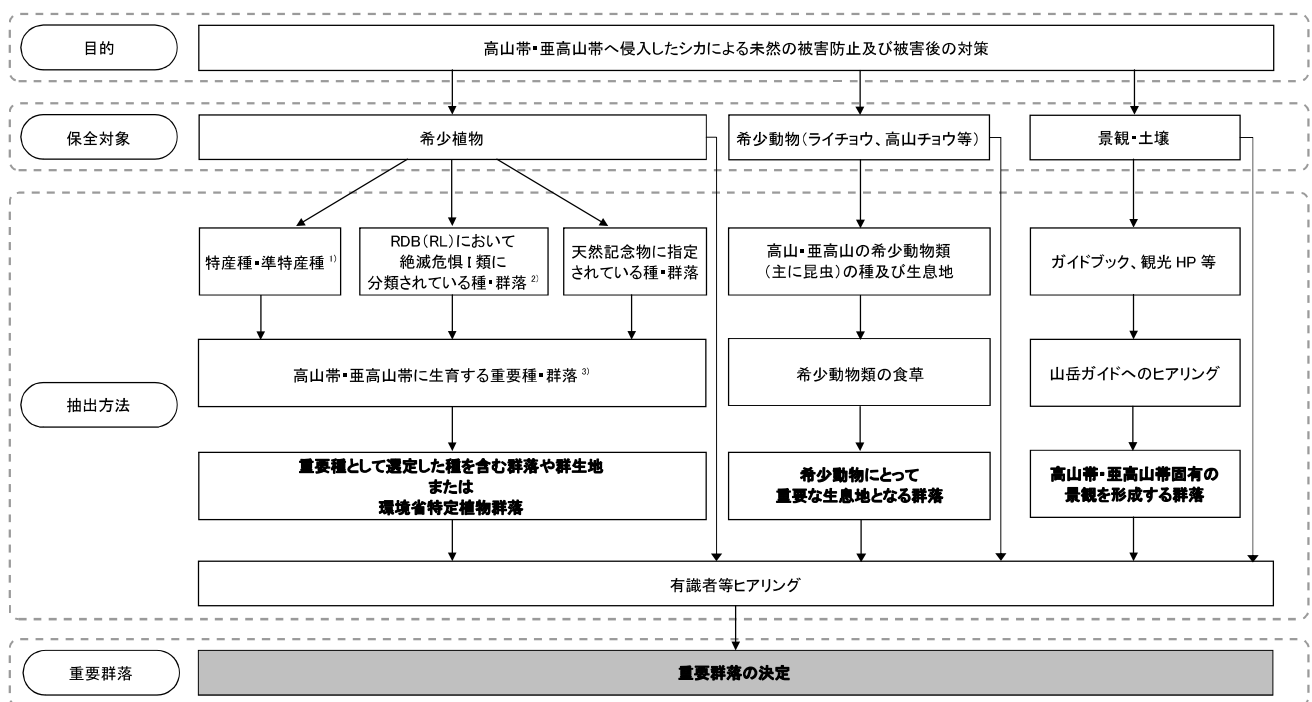


図3 重要群落の選定フロー

- 1) 国立・国定公園特別地域内指定植物のうち、公園のみで生息している固有種・準固有種に指定されている種
- 2) 環境省、公園を構成する県（新潟県、富山県、長野県、岐阜県）、白馬村のレッドデータブック（レッドリスト）、環境省特定植物群落
- 3) 公園外及び岩崖地や池沼地を主な生育地とする種・群落は除く

(2) 重要群落の抽出方法

1) 重要種の抽出

重要群落を抽出するにあたり、対象範囲に生育する重要種を抽出した。

重要種の抽出は、環境省や公園を構成する県及び市町村のレッドデータブック（またはレッドリスト）に掲載されている種、公園指定植物、長野県・岐阜県の条例指定種を対象に、以下の抽出基準に沿って行った。また、抽出結果をもとに更に整理したものについて、特に重要な種として抽出した。

【重要種の抽出基準】

・重要種の抽出基準

重点地域やその周辺の高山帯・亜高山帯に生育し、以下の項目に指定（選定）されている種（シカの侵入が困難と考えられる岩崖地や池沼地を主な生育地とする種を除く）

- > 特産種（固有種）や準特産種（準固有種）
- > 絶滅危惧Ⅰ類に属する種

・特に重要な種の抽出基準

抽出した重要種のうち、以下の項目に該当する種

- > 環境省レッドリストの絶滅危惧ⅠA類（CR）に指定されている種
- > 公園内にのみ生育する固有種

【参考文献】

- ・第4次レッドリスト（環境省 2012）
- ・レッドデータブックにいがた（新潟県 2001）
- ・レッドデータブックとやま2012（富山県 2012）
- ・長野県版レッドデータブック ―維管束植物編―（長野県 2002）
- ・岐阜県レッドデータブック（岐阜県 2001）
- ・白馬村の貴重な動植物 白馬村版レッドデータブック（白馬村 2000）
- ・環境省ホームページ：中部山岳国立公園指定植物
- ・長野県ホームページ：長野県希少野生動植物保護条例
- ・岐阜県ホームページ：岐阜県希少野生生物保護条例

2) 重要群落の抽出

重要群落の抽出は、①重要種を含む群落や群生地（または環境省特定植物群落）、②希少動物の生息地（主に高山チョウの食草等）、③景観を形成している群落、の3つの観点から行った。

【重要群落の抽出要素※】

- ・属性1：重要種を含む群落や群生地（または環境省特定植物群落）
- ・属性2：高山帯・亜高山帯に生息する希少動物にとって重要な生息地となる群落
- ・属性3：高山帯・亜高山帯固有の景観を形成する群落

※1つの群落が、複数の属性に該当する場合も想定。

【参考文献等】

- ・長野県版レッドデータブック ―非維管束植物・植物群落編―（長野県 2005）
- ・日本の重要な植物群落 II（環境庁 1988）
- ・第5回基礎調査 特定植物群落調査報告書（環境庁 2000）
- ・植物群落 RDB（日本自然保護協会ほか 1996）
- ・日本の重要湿地 500（環境省 2001）
- ・信州の自然誌 高山チョウ（堀勝彦 1993）
- ・信州のチョウ（信濃毎日新聞 1996）
- ・山と溪谷（山と溪谷社 2005.7）
- ・別冊山と溪谷 花の百名山地図帳（山と溪谷社 2007.6）
- ・文化庁ホームページ：国指定文化財等データベース
- ・長野県ホームページ：文化財情報

3) 重要群落の優先度の設定

重要群落として抽出した群落において、属性をもとに優先度を設定し、特に重要と思われる群落について明らかにした。

【優先度の設定基準】

- ・クラス1：属性2のみ、または、属性3のみの条件に該当する群落
- ・クラス2：属性1のみ、または、属性2と属性3の条件に該当する群落
- ・クラス3：属性1と属性2または、属性1と属性3の条件に該当する群落
- ・クラス4：すべての属性の条件に該当する群落

表1 属性に基づく優先度の設定基準

ゾーニング 属性	低い ←		優先度				→ 高い
	クラス1		クラス2		クラス3		クラス4
	パターン1	パターン2	パターン1	パターン2	パターン1	パターン2	
属性1	-	-	○	-	○	○	○
属性2	○	-	-	○	○	-	○
属性3	-	○	-	○	-	○	○

[凡例]

属性1：重要種を含む群落や群生地（または環境省特定植物群落）

属性2：高山帯・亜高山帯に生息する希少動物にとって重要な生息地となる群落

属性3：高山帯・亜高山帯固有の景観を形成する群落

4) 重要群落の妥当性

群落抽出及び優先度設定の妥当性については、有識者へのヒアリングを実施した。